

第2章 災害予防計画

第1節 避難行動計画

(防災統括室等)

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。そのため、県、市町村及びその他防災関係機関は、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

第1 定義

1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するものである。

2 用語について

本節において使用している用語は次のとおりとする。

指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設

指定避難所・・・一定期間滞在して避難生活を送る場所

第2 避難路の選定基準

市町村は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- 1 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- 2 避難路は、可能な限り余震等による沿道建築物からの落下物や倒壊、崖崩れなど二次災害の危険がない道路とする。
- 3 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- 4 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

第3 指定緊急避難場所の指定

1 指定基準

市町村長は、地震時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を指定する。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
- (2) 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。
- (3) 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

2 指定に当たっての注意事項

市町村長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く）の同意を得なければならない。

3 県への通知

市町村長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

4 指定の取消

市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

5 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

県は、市町村の指定緊急避難場所整備について、その取組を支援する。

第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備

県及び市町村は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- 1 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- 2 高齢者や障害者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- 3 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- 4 近隣居住者を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- 5 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの避難活動の促進
- 6 誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

第5 指定緊急避難場所の公表

市町村は指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するようにする。

第6 情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、市町村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような複数の情報伝達手段の確保に努める。

その際は、高齢者、障害者等への配慮が必要である。

- 1 テレビ放送（ケーブルテレビ含む）
- 2 ラジオ放送（コミュニティ FM 含む）
- 3 市町村防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）

- 4 IP告知システム
- 5 緊急速報メール
- 6 ツイッター等のSNS
- 7 広報車、消防団による広報
- 8 電話、FAX、登録制メール
- 9 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

第7 住民への周知及び啓発

市町村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路等を周知する。さらに、震度被害マップ等のハザードマップを作成し、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうようにする。

県は市町村のハザードマップの作成に関し、技術的助言を行うなどその支援に努める。

第8 市町村における計画

市町村は、市町村地域防災計画の中で、地震災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- 1 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 2 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- 3 指定緊急避難場所の整備に関する事項
- 4 避難準備及び携帯品の制限等
- 5 その他必要な事項

第9 防災上重要な施設における計画

以下の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。

1 学校

学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

2 病院

病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- (4) 避難後の治療・保健・衛生・給食等の実施方法

3 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

第2節 避難生活計画

(防災統括室等)

県及び市町村は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

第1 避難の定義

1 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。

第2 指定避難所の指定

1 指定基準

市町村長は、次の事項に留意して避難所を指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。

2 指定に当たっての注意事項

市町村長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者（当該市町村を除く）の同意を得なければならない。

3 県への通知

市町村長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

知事は、市町村長から指定の通知を受けた際は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 指定の取消

市町村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

5 住民への周知

市町村長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

第3 多様な施設の利用

1 県有施設の利用

市町村は、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

県は、市町村から県有施設の避難所指定について依頼があった場合は、指定避難所としての使用に協力するものとする。

2 民間施設の利用

市町村は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。

3 隣接市町村等における受入体制の検討

市町村は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入や指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行っておく。

4 その他の施設の利用

市町村は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

第4 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。県は、市町村が行う指定避難所整備について、その取り組みを支援する。

1 指定避難所に指定されている施設等の整備

(1) トイレのバリアフリー化等

市町村は、高齢者、障害者等の良好な生活環境の確保のため、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図るものとする。

(2) 耐震性の強化

市町村は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るものとする。

特につり天井については、東日本大震災において落下による被害が相次いだため、撤去も含めた速やかな落下防止対策に努める。

2 設備の充実による避難施設としての機能強化

(1) 非常用電源、自家発電機

(2) 衛星携帯電話等複数の通信手段

- (3) 照明設備
- (4) 食料、飲料水、生活用品
- (5) マスクや手指消毒液
- (6) 暖房器具
- (7) マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- (8) 簡易トイレ
- (9) パーティション 等

3 災害時要援護者や、女性、乳幼児等を考慮した避難施設・設備の整備

- (1) 紙おむつ等の介護用品
- (2) 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
- (3) 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- (4) 生理用品
- (5) 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

4 指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

第5 指定避難所の公表

市町村は指定避難所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するようにする。

第6 避難所の運営

市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

1 避難所運営マニュアルの作成

市町村は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。

県は、「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」を市町村に周知するとともに、市町村の避難所運営マニュアルの作成または改定について、技術的助言などの支援を行う。

【マニュアルの主な記載内容】

1. 避難所運営の基本方針
2. マニュアルの目的・構成及び使い方
3. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
4. 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
5. 災害時要援護者への対応
6. 女性への配慮
7. 避難所のペット対策
8. 大規模災害時の避難所の状況想定
9. 関係機関の役割
10. 様式

2 住民等による自主運営に向けた運営体制の周知

市町村は避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

3 避難所開設・運営訓練の実施

市町村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。

県は、市町村職員に対し避難所運営研修を実施し、運営のための知見やNPOとの連携強化を盛り込むことで、研修の強化、充実に努める。また、市町村が行う避難所運営訓練について、技術的助言など市町村の訓練の実施を支援する。

第7 在宅被災者等への支援体制の整備

市町村は、在宅被災者等が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることできるよう、支援体制の整備に努める。

第8 市町村における計画

市町村は、市町村地域防災計画の中であらかじめ次の事項を具体的に定めるものとする。

- 1 避難所の運営担当者割当等の避難所管理運営方法
- 2 避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法
- 3 避難所等での応急教育、保育施設の開設
- 4 その他必要事項

第3節 帰宅困難者対策計画

(防災統括室、観光局)

大規模な地震により、鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想される。

県及び市町村は、東日本大震災の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

第1 帰宅困難者について

1 帰宅困難者の定義

地震により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者

2 他府県から奈良県へ通勤・通学する者（平成27年国勢調査）

(人)

	大阪府から	京都府から	兵庫県から	その他から	合計	県内他市町村から
総数	29,388	17,791	2,196	8,572	57,947	192,768
通勤	21,152	15,125	1,355	6,793	44,425	164,871
通学	8,236	2,666	841	1,779	13,522	27,897

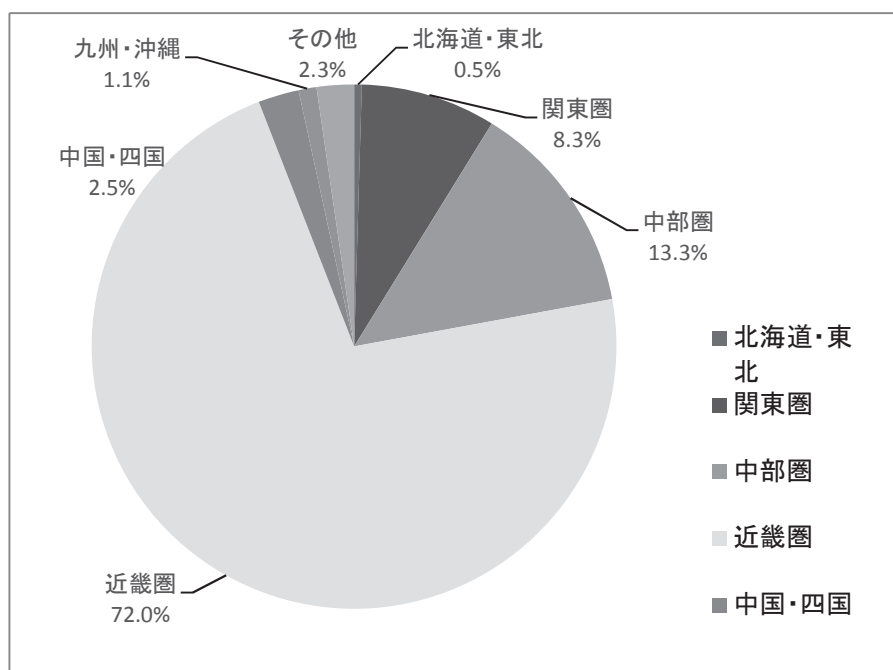
3 奈良県から他府県へ通勤・通学する者（平成27年国勢調査）

(人)

	大阪府へ	京都府へ	兵庫県へ	その他へ	合計	県内他市町村へ
総数	154,708	20,892	5,899	12,338	193,837	192,768
通勤	136,381	14,249	4,063	10,562	165,255	164,871
通学	18,327	6,643	1,836	1,776	28,582	27,897

4 観光客

(平成26年(1月～12月)奈良県観光客動態調査報告書 奈良県観光局)



第2 普及啓発

県及び市町村は、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。

1 県民への普及啓発

県及び市町村は、県民に対し、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

2 企業等への普及啓発

県及び市町村は、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための食料、飲料水、毛布などの備蓄について啓発を行う。

3 集客施設や公共交通機関への普及啓発

県及び市町村は、集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

第3 災害時帰宅困難者への支援対策

1 一時滞在施設の確保

県及び市町村は、所管する施設や関係施設を指定するなどして、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保に努める。その際、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

2 情報提供の体制づくり

県及び市町村は、一時滞在施設に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやエリアメール、緊急速報メール等の活用や、関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られ

ることから、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

第4 徒歩帰宅者への支援対策

県は、関西広域連合と連携して帰宅困難者の対策の推進や災害時帰宅支援ステーション協力事業者の確保に努めるなど、徒歩による帰宅を行う者に対しての支援体制の整備を図る。

第4節 災害時要援護者の安全確保計画

(防災統括室、健康福祉部)

災害時要援護者とは災害時に特別な援護を必要とする者であり、一般的には、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等があげられる。中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられた。

平成28年4月1日に施行した「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（以下、「条例」という。）」において、本人の性別、年齢及び障害の状況に応じて、合理的な配慮をするものと定めているように、災害時要援護者について個々の特性があり、その特性に応じた支援が必要である。県においては、条例の理念を踏まえて、すべての災害時要援護者に向けて安全・安心の確保への取組に努めることとする。併せて、平常時には支援が必要でなくとも、避難者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により災害時要援護者になりうる点にも留意が必要である。

さらに、県は、条例や「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等を踏まえ、市町村が地域住民や自主防災組織と協力ながら行う災害時要援護者支援の体制整備を支援していく。

第1 市町村地域防災計画への規定及び全体計画の策定

市町村は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画に下記の重要事項を定めなければならない。また、必要に応じて、地域防災計画の下位計画として、全体計画を定めるものとする。

- 1 避難支援等関係者となる者
- 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- 3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 4 名簿の更新に関する事項
- 5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- 6 災害時要援護者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- 7 避難支援等関係者の安全確保

第2 避難行動要支援者名簿の整備

市町村は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、法第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。

また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所または居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。

災害時には、本人の同意を得ないで名簿情報を支援者に提供することができるが、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、市町村は個人情報について、平時においても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められている。したがって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意のうえ、名簿情報を適切に避難支援等関係者に提供するものとする。

第3 個別支援計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、災害時要支援者の一人ひとりの状況をふまえた個別支援計画の作成を進めることが必要である。市町村は、地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援者本人と、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、個別支援計画を作成する。そして、個別支援計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び市役所・町村役場の必要最小限の関係部署のほか避難支援者など避難行動要支援者本人が同意した者に配布する。また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める必要がある。なお、個別支援計画内容に変更が生じた場合は速やかな更新が必要である。県は、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から個別支援計画を作成するよう市町村に促していく。

第4 地域における支援体制のネットワークづくり

市町村は、事前に把握した災害時要援護者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

第5 福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも災害時要援護者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者に

としては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、福祉避難所については、バリアフリー化等されたトイレのある施設を選定するものとする。

また、市町村は、必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられた社会福祉施設や旅館・ホテル等を受入可能人数や受入条件等を明確にして、様々な目的に応じた臨時的な福祉避難所として施設側と事前協定を結んでおくことが求められる。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、災害時要援護者に配慮したバリアフリー化や災害時要援護者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。県は、福祉避難所の確保・運営ガイドラインなど、福祉避難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。

また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。

第6 情報伝達手段の整備

過去の災害においては、災害時要援護者には災害時に情報がなかなか伝達されなかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。

また、日頃から、災害時要援護者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平時から災害時要援護者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保しておくことが望まれる。

さらに日本語理解が充分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の提供については出来るだけ多言語で行うなど、日頃から通訳者の確保に努めておくことが理想である。しかし、短時間に情報を多言語に翻訳して情報提供するのが困難な場合には、「ピクトグラム（図記号）」や「やさしい日本語」で伝える方法もある。

第7 防災訓練、教育の実施

地域住民に対し、災害時要援護者の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、防災市民組織、地元の警察・消防・医療機関・障害者団体（又は関係団体）等と災害時要援護者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には災害時要援護者の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得できるように取り組むことも大切である。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。県は、市町村に防災訓練における避難者受け入れ訓練や教育に関する情報を周知するとともに、関係者と協力連携して進めるよう促していく。

第8 災害時要援護者向け生活用品・食料等の準備

市町村において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、災害時要援護者に配慮した食料品の現物備蓄を検討する必要がある。

現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など災害時要援護者に必要な生活用品等についても確保を図る。

但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要援護者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルート of 遮断等により、物資がすぐに届かない恐れがある点にも留意が必要である。

第5節 住宅応急対策準備計画

(まちづくり推進局)

県及び市町村は、一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、不動産関係団体と連携し、大規模災害時には広域的な観点に立って民間賃貸住宅の被災者への提供等に努める。

第1 応急仮設住宅の供給体制

県及び市町村は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、被災状況等に応じて市町村を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等については市町村間の連携を県が主導して進める。

さらに、大規模災害時には近隣府県等において同等以上の被災が発生し、県内の応急仮設住宅の供給が不足する可能性も踏まえ、広域的な観点にたった実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

第2 木造応急仮設住宅の供給及び整備体制等の把握

県は、大規模災害時には一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅の供給が不足する可能性等も踏まえ、県産材を利用した応急仮設住宅の供給体制の構築に向けて、供給規模、供給資材、施工体制など、円滑に応急仮設住宅を供給できるよう関係者間の連携に努める。

第3 応急仮設住宅の設置

県及び市町村は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

第4 公営住宅の空き家状況の把握

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空き家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第5 民間賃貸住宅の借上げ等に係る協力体制

県は、大規模災害時には一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅や木造応急仮設住宅の供給が不足する場合等必要な時は、大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき、公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部、公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に応急借り上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅の情報提供等及び被災者への住宅のあっせんに関する協力を要請する。

第6節 防災教育計画

(防災統括室、教育委員会)

災害発生時における被害の軽減を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、県民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるようにする。

第1 学校における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

【防災教育のねらい】

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

【各校種毎の目標】

- (1) 幼稚園段階における目標
安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。
- (2) 小学校段階における目標
日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。
- (3) 中学校段階における目標
日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。
- (4) 高等学校段階における目標
安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる。

なお、障害のある児童生徒等については、各校種毎の目標の他に、障害の状態、発達

の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

2 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (2) 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (3) 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- (4) 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (5) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- (6) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (7) 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (8) 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- (9) 災害時における心のケア

3 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。

【指導計画作成に当たっての配慮事項】

- (1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要したりする問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。
- (4) 避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理

- 解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、自治体の防災担当部局と連携して、計画実施に努めることが重要である。
- (5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピューターや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも務める。
 - (6) 児童生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。
 - (7) 障害のある児童生徒等について、個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障害のある児童生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど地域と一体となった防災教育を検討する。
 - (8) 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。
 - (9) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に務める。
 - (10) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。
 - (11) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

4 教職員に対する防災研修

県及び市町村教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第2 県民に対する防災知識の普及

災害から、県民の生命、身体、財産を守るためには、県、市町村、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必

要がある。

そのため、県、市町村、防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで県民の防災意識の高揚を図り、県民の災害に対する備えを進める。

1 普及の内容

普及する知識は、県民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。

- (1) 地域の災害危険箇所
- (2) 過去の主な災害事例及びその教訓
- (3) 避難に関する知識（地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告等の発令基準など）
- (4) 家庭での災害予防や安全対策（非常持ち出し品の準備、自宅の耐震化、家具の固定等）
- (5) 家庭での食料、水、生活用品の備蓄等
（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品なども含む）
- (6) 災害発生時の行動（安全確保行動、家族の安否確認、情報収集等）
- (7) 緊急地震速報の受信及び対応 等
- (8) 生活再建に向けた事前の備え（地震保険及び火災保険・共済等への加入 等）

2 普及の方法

県、市町村、防災関係機関は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。

- (1) 広報媒体の利用（テレビ、ラジオ、新聞、県・市町村広報紙、インターネット等）
- (2) 講演会・講習会等の開催
- (3) パンフレット等の作成
- (4) 視聴覚教材の貸出
- (5) 県政出前トーク 等

第3 職員に対する防災教育

県、市町村、防災関係機関は、その所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

第4 防火管理者に対する防災教育

県及び市町村は、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における適確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第5 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

県は、奈良県において過去に発生した災害に基づき制定された3つの「奈良県防災の

日・防災週間」を中心に、災害の教訓の伝承と併せて市町村と合同の災害に応じた訓練、県内一斉訓練及び防災講演会など各種行事を実施し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。

1 防災の日及び防災週間

- (1) 奈良県地震防災の日 7月9日
- (2) 奈良県地震防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (3) 奈良県水害防災の日 8月1日から8月3日まで
- (4) 奈良県水害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- (5) 奈良県土砂災害防災の日 9月3日及び9月4日
- (6) 奈良県土砂災害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間

第7節 防災訓練計画

(防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等)

大規模地震発生時において、県民（自主防災組織等）、県、市町村、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、地震防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、県及び市町村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。

第1 訓練の考え方

県民（自主防災組織等）、県、市町村、防災関係機関等が各種防災訓練を行うにあたっては、奈良県地震被害想定調査報告書等を参考に大規模地震を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

第2 県・市町村が実施する訓練

1 市町村

(1) 防災総合訓練

各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、県民（自主防災組織等）、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

(2) 各地域での防災訓練

また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、災害時要援護者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

- ① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練
(災害時要援護者の避難支援訓練を含む)
- ② 避難所開設・運営訓練
(災害時要援護者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮)
- ③ 安否確認訓練
(例：平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、市町村等に報告する)
- ④ 緊急地震速報が発表された場合に取りべきべき行動等の研修会等

なお、(1)と(2)を組み合わせ、同日に市町村内で一斉に実施することも、大きな啓発効果が期待できる。

2 県

(1) 防災総合訓練

県は、各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制を構築するため、各市町村と共同で、県民(自主防災組織等)、国、県、市町村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

防災総合訓練の中でも、医療団体による訓練では、医療に特化した専門的な訓練が試みられており、今後は各団体の創意工夫により実践的な訓練をすることが求められる。

(2) 市町村への支援

県は、市町村が実施する防災総合訓練や各地域での防災訓練に対して必要な支援を行う。

- ① 自衛隊等関係機関との連絡調整等への協力
- ② 消防防災ヘリコプターの派遣
- ③ 避難所訓練等のモデル事業の実施
- ④ 職員による出前トークの実施 等

(3) 地域内の誰もが、それぞれの場所で参加できる訓練

県は、従前の訓練会場に参加者を集める方式だけでなく、事前登録した不特定多数の参加者が、訓練開始合図で一斉にそれぞれの場所で行う、自身の安全確保訓練を実施する。

(4) マニュアルに基づく研修・訓練

県が策定する「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」に基づき、災害時に役立つ実働的な訓練や研修を行う。

(5) その他

県は、平時から関係機関とのコミュニケーションを図り、また連絡体制の確認を図るため、ライフライン防災対策連絡会やライフライン情報共有発信訓練などを実施し、「顔の見える関係」の構築と、その関係を持続的なものにするよう努める。

3 その他

県、市町村は、単独または共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

第3 防災関係機関等が実施する訓練

1 防災関係機関等の訓練

ライフライン機関、事業所、各種団体、学校等は、自ら従業員や児童・生徒等が参加する防災訓練を積極的に行う。その際には、緊急地震速報を防災訓練のシナリオに取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

また、県、市町村が実施する防災総合訓練や、地域が実施する防災訓練に、積極的に参加、協力を行うこととする。

2 その他機関等の訓練

学校、病院、駅、工場、事務所、興行場、百貨店、スーパー、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定められた防火管理者はその定める消防計画に基づき、避難訓練等を定期的実施し、実効性のある消防計画及び自衛消防体制の確保等を進める。

また、地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行うこととする。

第4 他府県等との合同訓練

県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」をより実効性のあるものとするため、毎年、各応援協定に基づく合同訓練を実施、又は参加する。

関西広域連合が実施する広域応援訓練にも、連携県として積極的に参加する。

第8節 自主防災組織の育成等に関する計画

(安全・安心まちづくり推進課)

地震の最初の一撃から、もっとも重視すべき人命を救うためには、発災直後の近隣住民同士による救出・救護活動が極めて重要となる。このため、地域住民は平時からコミュニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要である。

県、市町村及び各消防局（本部）は、この取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

第1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次の事項を実施する。その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、青年団、婦人会、自主防犯団体、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体との連携に努めることとする。また、女性の参加促進に努めることとする。

1 平常時の活動内容

- (1) 地震とその対策についての知識の普及や啓発
(例：学習会においての奈良県で起こりうる地震の種類についての周知、災害時行動マニュアルの作成等)
- (2) 地域における危険箇所の把握
(例：土砂災害危険箇所の現状確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等)
- (3) 地域における消防水利の確認
(例：消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等)
- (4) 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発
(例：家庭が行う地震対策として特に重視すべき2点（家具固定と建物の耐震化）についての啓発等)
- (5) 地域における情報収集・伝達体制の確認
(例：平時よりの情報伝達経路の構築と、その経路を用いての模擬情報による訓練等)
- (6) 災害時要援護者の把握
(例：災害時要援護者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等)
- (7) 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
(例：ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等)
- (8) 防災資機材の整備、配置、管理
(例：ボール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機の動作確認、消火器の点検等)
- (9) 防災訓練の実施及び行政等が実施する訓練への参加

(例：初期消火訓練、救出・救護訓練、避難所生活体験等)

(10) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成

(例：消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等)

(11) 地域全体の防災意識向上の促進

(例：PTAや民生委員・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等) 等

2 発生時の活動内容

(1) 出火防止と初期消火による延焼の阻止

(2) 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送

(3) 地域住民の安否確認

(4) 正しい情報の収集、伝達

(5) 避難誘導

(6) 避難所の運営、避難生活の指導

(7) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分

(8) 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

第2 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、市町村及び消防本部（局）と協議の上、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めておくものとする。また、自主防災組織内の編成にあたっては、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努めること。

第3 育成強化対策

1 県の育成強化対策

県は、広域的な観点に立って、組織化及び活性化を支援するため、次の事業を推進する。

(1) 県職員等の防災力を高め、地域防災組織の結成、活性化に向けて指導・助言

(2) 市町村への自主防災組織結成促進及び活性化対策の取組みの要請

(3) 自主防災組織のリーダー養成のための研修会の実施

(4) 自主防災に関するアドバイザーの養成と地域への派遣

(5) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対するモデル的支援

(6) 自主防災組織同士の連携の促進

(7) 自主防災組織向け印刷物やインターネット等を用いた情報発信

(8) 優良自主防災組織の表彰とその活動事例の紹介

(9) 損害補償など各種制度や支援策等の周知、活用促進 等

2 市町村及び消防本部（局）の育成強化対策

市町村及び消防本部（局）は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。

- (1) 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導
- (3) 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
- (4) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (5) 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）
- (6) 自主防災に関する啓発資料の作成
- (7) 自主防災に関する情報の提供 等

3 市町村地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 実施主体
- (2) 自主防災組織育成に関する計画（方針・目標・方法）
- (3) 自主防災組織への具体的支援策
- (4) その他必要な事項

第4 地区防災計画の策定等

市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。

市町村防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、市町村地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。

第9節 企業防災の促進に関する計画

(防災統括室、産業・雇用振興部)

企業・事業所は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努める。また、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）を策定する。県、市町村、商工団体等は、企業の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

第1 企業・事業所の役割

1 災害時に果たす役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努める。

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国または県、市町村が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 平常時の対策

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておくこととする。

また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるものとする。

さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等にあたっては特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっては目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

また、事業継続計画（BCP）を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画の策定だけでなく、被災

従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

第2 県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備に向けた研修の実施や普及啓発活動等を行う。

第3 市町村の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第4 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第10節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

(消防救急課)

消防団は、地域住民を中心とした組織として、他の組織と連携しながら地域の安全確保に努める。また、消防団員数を確保することにより防災力、消防力の強化を図る。

第1 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

第2 他の組織との連携

1 常備消防との連携

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模災害時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

2 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

- (1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

3 事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

- (1) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実
- (2) 事業所の自衛消防組織との連携の促進

4 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

第3 消防団員数の確保

1 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

2 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

3 女性団員及び若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び学生消防団活動認証制度等を活用した若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。また、機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）についても同様に入団の促進と団員数の確保を図る。

県及び市町村等は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

第11節 ボランティア活動支援環境整備計画

(くらし創造部、関係部局)

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、県及び市町村は、平時より奈良県及び市町村の社会福祉協議会等の関係機関団体と、相互の連携を図り、支援のための環境整備に努める。

第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

県及び市町村は、県及び市町村社会福祉協議会等の関係機関・関係団体・ボランティアと連携して、災害時におけるボランティアの活動支援体制の整備を行うとともに、被災者（地）のニーズに即したボランティアの調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成や、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。

また、県は、大規模災害に備え、平時より他府県等災害支援団体との連携体制強化に努める。

第2 専門技術ボランティアの確保

県は、県ボランティア・NPO活動情報システム等を活用し、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を収集し、関係課・関係機関等と協議のうえ、積極的な登録を図る。

(専門技術ボランティア)

- 1 建物判定（被災建築物応急危険度判定士）
- 2 地盤判定（地盤品質判定士、被災宅地危険度判定士）
- 3 砂防ボランティア
- 4 外国語通訳ボランティア
- 5 手話通訳、要約筆記ボランティア
- 6 心理カウンセラー

第3 災害時活動への迅速な対応

県及び市町村は、県及び市町村社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアコーディネーター・専門技術ボランティア等が、災害時に迅速・的確に活動できるよう、平常時から研修等への参加促進に努める。

また、県は、災害ボランティア関係機関・団体等との連携強化に努める。

(具体的な取り組み)

- 1 災害ボランティアコーディネーターの養成
- 2 ボランティアとの防災訓練の実施
- 3 奈良防災プラットフォーム連絡会との連絡調整

第12節 まちの防災構造の強化計画

(まちづくり推進局)

震災時のまちにおける災害の発生をできるだけ未然に防止し、地震が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「地震に強いまちづくり」を進めるため、まちの防災構造の強化を行う。

また、地震等の災害時には都市公園が防災公園としての役割を果たすことから、都市公園の体系的な整備を促進し、防災公園においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。

第1 都市施設に求められている防災機能

道路、公園・緑地、河川等の都市施設は、延焼被害を極小化する遮断空間の役割等を果たす防災空間である。

1 道路の防災機能

広幅員の幹線街路や区画街路は、災害時に緊急輸送道路、避難路及び延焼遮断帯としての機能が求められている。

2 公園・緑地の防災機能

公園・緑地は、災害時に避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能が求められている。

3 河川の防災機能

河川空間は、災害時に一時集合場所や防災活動の拠点、延焼遮断帯としての機能が求められている。

第2 災害に備えた計画的なまちづくり

1 防災ブロックの強化

災害時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の都市施設や不燃建築物群等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。

各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難場所の体系的な整備を進める。

2 災害に強い計画的な土地利用

災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランに防災に関する都市計画の方針を定め、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。

(1) 災害時に一定の行政、医療サービス等を楽しむまちづくりの推進

都市機能を分散配置する多核型都市構造の形成や、体系的な防災拠点の配置を図り、これらを結ぶ交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を楽しむまちづくりを進める。

(2) 防災を考慮した土地利用

溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど防災を考慮した土地利用を進める。

(3) 防火地域、準防火地域の指定

市街地大火による被害の抑制に寄与する市街地における建築物の不燃化を進めるため、防火地域・準防火地域の指定に努める。

第3 災害に備えた取組**1 公共施設の安全性・防災機能の強化**

災害時に住民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、病院、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

(1) 避難場所、防災拠点の確保

① 災害時に住民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。

(2) 避難場所、防災拠点を支える都市機能（公共分、病院含む）の整備

① 避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。

② 二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることが出来るよう、上下水道等の公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。

③ 避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

2 民間建築物等の安全性・防災機能の強化

(1) 建築物の耐震対策

災害時における市街地の防災機能向上のため、県等は次に掲げる建築物について、耐震性能の向上に努めるよう指導すると共に耐震改修を促進する。

なお、防災対策上重要な、緊急輸送道路や避難路に沿った地区、木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地区については、面的に耐震改修を促進する。

① 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの

② 避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送路となる緊急輸送幹線道路沿いの建築物

③ 大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物

(2) 建築物の不燃化対策

災害時における火災等による延焼被害を防止するため、県及び建築主事を置く市は次の建築物不燃化対策を実施する。

① 県及び建築主事を置く市は、防火地域・準防火地域が指定されていない市街地における延焼被害を防止するため、建築基準法に基づき屋根の性能を規定する区域の指定を行う。

② 県及び建築主事を置く市は、建築確認、中間・完了検査及び定期報告等の機会を捉えて、建築基準法の防火規定の遵守に係る指導を行う。

(3) 大規模建築物の適正な維持保全

災害時における火災等による大規模建築物での人的被害を防止するため、県及び建築主事を置く市は次の対策を実施する。

① 県及び建築主事を置く市は、百貨店、旅館等の不特定多数の者が利用する既存建築物の防災性能や避難施設等を常時適正に維持させるために、建築基準法に基づく定期報告制度の活用により、建築物所有者等に対して建築物の安全性確保及び施設の改善に係る指導を行う。

② 県及び建築主事を置く市は、大規模建築物の防災性能を向上させるために、消防部局等と連携して実施する防災査察等の機会を捉えて、建築物所有者等に対して建築物の防災性能の向上に係る指導・啓発を行う。

3 災害に強いまちづくり施策

県及び市町村は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）

浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震災害ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。

(2) 都市防災総合推進事業の活用

市街地の防災機能を強化するため、避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。

(3) 土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用

① 土地区画整理事業の活用

都市災害の防止を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備するとともに、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図る。

② 市街地再開発事業の活用

地震、火災等の災害危険度の低下を図るため、市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図る。

(4) 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）の活用

防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫等）の整備を図る。

(5) 災害時拠点強靱化緊急促進事業

南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

第4 防災空間の整備拡大

県、市町村は防災空間として、震災時に広域避難場所、一次避難場所となる都市公園の体系的な整備を促進し、都市全体の安全性向上を図る。

公園管理者は、利用者の安全を確保するため、震災時の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう整備を進める。

併せて防災公園においては、耐震性貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

第13節 建築物等災害予防計画

(まちづくり推進局、教育委員会)

震災による人的被害の軽減のため、県及び市町村が策定した「耐震改修促進計画」に基づき、建築物等の耐震性を確保するための施策を計画的に取り組む。また、余震による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の体制整備を行う。

第1 県有建築物の耐震性の確保

県有建築物は、災害発生時に防災上の活動拠点として重要な役割を担っていることから、耐震安全性の分類及び目標を定め、施設それぞれが受け持つ役割に応じた耐震性の確保に努める。

1 災害時に活動上重要な建築物

県有施設のうち次の(1)から(10)までに掲げる建築物等については、災害時に活動上重要な建築物として、その新築にあたっては、次表(Ⅰ)及び(Ⅱ)に示す耐震安全性の分類及び目標に基づき耐震性能の確保を図る。

また、既存建築物については、各施設管理者が同じく耐震安全性の分類及び目標を踏まえて耐震性の調査を行い、耐震性能の確保及び必要な補強を図る。

- (1) 災害時に応急対策活動の拠点施設となる県庁舎、総合庁舎、土木事務所等
- (2) 災害時に応急対策活動の重要な役割をもつ警察署、交通管制センター等
- (3) 災害時に応急対策活動の役割をもつ(1)及び(2)以外の建築物
- (4) 災害時に救護活動の拠点施設となる病院、保健所
- (5) 避難所と位置づけられた高等学校の体育館等
- (6) 放射性物質もしくは病原菌類を貯蔵又は使用の用に供する建築物で試験研究施設等
- (7) 危険物(石油類、高圧ガス、毒物、劇物、火薬類等)を貯蔵又は使用の用に供する建築物で試験研究施設等
- (8) 多数の物が常時日常的に利用する施設となる高等学校、社会福祉施設(心身障害者福祉センター等)、文化会館
- (9) 多数の者が利用する(8)以外の建築物
- (10) その他上記(1)～(9)以外の県有建築物

2 県有建築物の適正な維持管理

県は、非常災害時の速やかな応急活動を図るため、耐震性を含め、あらかじめ県有建築物のデータを収集・整理し、蓄積を行う。

(資料編「県有建築物の防災上の用途による分類」参照)

3 県有建築物の耐震診断・改修の推進

県有建築物については、県有建築物の耐震改修プログラムにおける耐震化実施計画をファシリティマネジメントの推進方針に即して推進し、耐震化を図る。なお、耐震診断の実施状況や実施結果をもとに、県有建築物の耐震性の公表を行う。

(I) 耐震安全性の分類

分類		活動内容	耐震安全性の分類		
			構造体	非構造部材	建築設備
災害応急対策活動に必要な施設	伝達等のための施設 災害対策の指揮、情報	(1) 災害時に応急対策活動の拠点施設	I類	A類	甲類
		(2) 災害時に応急対策活動の重要な役割をもつ施設	II類	A類	甲類
		(3) 災害時に応急対策活動の役割をもつ(1)及び(2)以外の施設	III類	B類	乙類
	救護施設	(4) 災害時に救護活動の拠点施設	I類	A類	甲類
		(5) 避難所と位置づけられた施設	II類	A類	乙類
人命及び物品の安全性確保が特に必要なもの		(6) 危険物(放射性物質もしくは病原菌類)を貯蔵又は使用する施設	I類	A類	甲類
		(7) 危険物(石油類、高圧ガス、毒物、劇物、火薬類等)を貯蔵又は使用する施設	II類	A類	甲類
		(8) 多数の者が常時利用する施設	II類	B類	乙類
		(9) 多数の者が利用する(8)以外の施設	III類	B類	乙類
		(10) その他(1)から(9)以外の施設	III類	B類	乙類

※耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準から引用

(II) 耐震安全性の目標

部 位	分類	耐震安全性の目標
構 造 体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標として、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られていること
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保が図られていること
	III 類	大地震動による構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られていること
非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入を円滑に行ううえにおいて支障となったり、危険物の管理上支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保が図られていること
	B 類	大地震動により構造体の部分的な損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていること
建築設備	甲類	大地震動後、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できること
	乙類	大地震動後、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていること

*耐震安全性の目標は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準から引用

第2 市町村有建築物の耐震性の確保

1 防災上重要な役割を果たす建築物

市町村は、防災拠点となる役場等の庁舎、被災者の救護活動を担当する地域の医療機関のうち中心的な役割を果たす病院、避難所となる学校、体育館、公民館等の新築については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

2 その他の既存建築物

市町村は、その所有又は管理に係る公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施を推進するよう努める。

3 非構造部材の耐震対策

市町村は、その所有又は管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

第3 民間建築物の耐震性の確保

1 耐震性向上の普及・啓発

県及び市町村は、既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等による広報の充実や相談窓口の設置等により、広くわかりやすく耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及・啓発を図る。

また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会を通じて耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図るとともに、研修会に耐震技術者を派遣する等により耐震診断・耐震改修に関する情報提供に努める。

2 民間建築物の耐震診断・改修の促進

県及び市町村は、民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導すると共に、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

3 木造住宅の耐震診断・改修の促進

県及び市町村は、地震による人的被害の軽減のために重要である住宅の耐震化を進めるため、木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、耐震セミナー等の実施により指導・啓発を行うとともに、耐震診断・改修の助成制度の充実を図る。

4 非構造部材の耐震対策

県及び市町村は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

5 技術者の養成等

県は、市町村及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断・改修に関わる民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の実施、技術資料の作成等に努めるほか、これらの技術者を認証・登録する。

第4 被災建築物応急危険度判定士養成及び支援体制・実施体制の整備

1 被災建築物応急危険度判定士の養成

県は、余震による建築物の倒壊、部材の落下等により引き起こされる人命への危害（二次災害）を防止する目的で、応急的に被災建築物の被害の程度を調査し、その使用に際しての危険度を判定する被災建築物応急危険度判定士の県登録者を1,000人以上確保するよう養成に努める。また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

2 実施体制の整備

県及び市町村は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を建築関係団体等を含めて構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備を行っている。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「近畿被災建築物応急危険度判定協議会」で協議しており、平成9年度には住宅地図の相互保管を行っている。さらに、今後も判定士の派遣、判定資機材の備蓄等についての相互支援体制の改善を図る。

3 応急危険度判定制度の普及・啓発

県及び市町村は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第5 文化財建造物等の耐震性向上対策

1 耐震性能確保

文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策が採用しがたい。このため、平成8年1月、文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成11年4月、文化庁において策定された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（24年6月改正）に則し、耐震性能の確保を図る。

従来の文化財建造物における耐震対策については、一旦建造物を解体し補修後組み立て直す根本修理の際に、構造材に沿って補強材を新たに組み込む手法を旨としてきた。ただ時間や経費が長大にかかるため実施件数が少なく、発生が懸念される巨大地震への備えが間に合わないことが懸念されてきた。近年、大規模修理時以外の簡易な耐震補強手法の検討も進んでおり、所有者から修理執行を受託する県は所有者や関係機関と協議しながら、耐震対策工事を推進する必要がある。

なお、文化財建造物の耐震性向上には、定期的かつ適切な小規模修理や、日常的な維持管理を行うことに大きな効果がある。県は文化財所有者若しくは管理者に対し、周辺環境

も含め建物内外を良好に保全するよう指導する。

2 災害時の応急対応体制の確立

県は、災害発生時において、文化財の所有者または管理者及び市町村から被害状況を収集し、被害拡大防止のため、状況の詳細確認を行う県の文化財建造物修理技術職員を現地に早急に派遣する。そのための体制および活動指針は平成18年7月策定の「文化財災害対応マニュアル」(平成20年4月改訂)による。

文化財建造物は災害により倒壊しても、構成部材が焼失・廃棄されない限り旧状への復旧が可能であるが、破損した部材が消火・救援活動の妨げとなり廃棄されるおそれがある。県は文化財建造物の滅失を防ぐ必要性から、文化財保護関係者に対して現地での応急対応を指導する。また、消防機関等の防災関係機関に対してはあらかじめ文化財の所在・形状・員数等の情報を提供し、応急対応についての協力要請を行う。

(資料編「文化財災害予防計画資料」参照)

第6 その他

1 ブロック塀・石塀等対策

県及び市町村は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進に努める。

2 落下物等対策

県及び市町村は、地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

3 家具等転倒防止対策

県及び市町村は、地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対しリーフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第14節 災害に強い道づくり

(県土マネジメント部)

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。本県においては、紀伊半島全体のリダンダンシーを確保し、南海トラフ巨大地震等の広域的な大規模災害への対応力を高めるうえで極めて重要な幹線道路ネットワークである紀伊半島アンカールートをはじめ、「奈良県道路整備基本計画」に基づく道路の整備を進めている。

道路管理者は、定期的にパトロールを実施するとともに、なら安心みちネットプランに基づき道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な防災対策に取り組む。また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急・救助等が迅速に実施出来るよう体制も整備するものとする。

第1 道路施設等の耐久性の強化

道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、トンネル、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。

1 道路の整備

道路の被害は、切土部や山すそ部においては土砂崩落・落石等が、高盛土部での法面崩壊や地すべり等が予想される。平成23年9月の紀伊半島大水害では、県の南部や東部を中心に深刻な被害に見舞われ、多くの箇所道路が寸断され、通行止めを余儀なくされた。そのような中、橋・トンネルからなる高い規格で整備された区間については、壊れることなく緊急車両や復旧車両の通行に役立つなど、災害に強い道路の必要性が強く認識された。紀伊半島沿岸部における大震災や大規模水害等への対応力を高めるうえで、救命・救急活動や物資輸送等の緊急輸送道路網として、京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号などで形成される災害に強い紀伊半島アンカールートの早期整備が必要である。緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化を必要である。

- (1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所について、整備を進める。
- (2) その他の箇所については、道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。
 - ① 道路防災総点検

落石等の自然災害により道路交通への被害の発生の恐れのある箇所を把握する。
 - ② 道路の災害補修工事

道路防災総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

2 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線については、特に重点的に耐久性の強化を進める。

- (1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成24年改訂公益社団法人日本道路協会）」に基づき整備を進める。
- (2) その他の箇所については、橋梁の耐震補強や、奈良県橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修等の対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

3 トンネル・ロックシェットの整備

道路機能を確保するため、トンネル及びロックシェットの安全点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線のうち補修等対策工事の必要な箇所について、特に重点的に整備を進める。

4 道路付帯施設等の整備

道路に付帯する各種施設の災害後の道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定された路線については、電柱の倒壊等による道路閉塞を防止するため電線共同溝の整備を推進する。

第2 連絡体制の整備

1 職員の配備体制

道路管理者は、災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2 防災関係機関との応援体制

- (1) 災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整える。
- (2) 道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

第3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

1 道路管理者の役割

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について関係機関との協力体制の充実を図る。

2 奈良県建設業協会等の役割

奈良県建設業協会等関係機関は、危険物及び障害物除去業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

第4 道路利用者等に対する防災知識の普及

防災週間・道路防災週間等の防災関連行事を通して、道路利用者に対し、災害・事故の危険性を周知するとともに、チラシ・パンフレット等により防災・事故に対する知識

の普及に努める。

第5 第二阪奈有料道路の災害予防対策

道路管理者である奈良県道路公社において道路災害予防計画に示した諸整備を進め、災害の発生を未然に防止するとともに、あらゆる災害に対し速やかに対処できる体制の整備を図る。

第15節 緊急輸送道路の整備計画

(県土マネジメント部、警察本部)

平成7年に発生した兵庫県南部地震や、平成23年に発生した東日本大震災等の経験から、地震発生時やその復旧時において避難拠点や救助活動拠点となる防災拠点を連絡する輸送路となる道路が重要であることから、多重性・代替性を有する緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

第1 緊急輸送道路の指定

1 緊急輸送道路の機能区分

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、以下の2つに区分し、表2、3のとおり指定する。

(1) 第1次緊急輸送道路

- ① 県外からの支援を受けるための広域幹線道路（京奈和自動車道、西名阪自動車道、国道168号など）
- ② 県内の主な市町村を相互に連絡する道路（中和幹線、国道169号など）
- ③ 京奈和自動車道ICにアクセスする道路（国道309号、国道310号など）
- ④ 災害拠点病院にアクセスする道路（石木城線、枚方大和郡山線など）

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

2 緊急輸送道路と防災拠点

(1) 防災拠点の機能区分

災害発生時に果たすべき機能の観点から表1の5つに区分する。

(2) 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、奈良県全域を対象とし、防災拠点の相互の連絡に配慮するとともに他府県との調整を図り、道路種別に関係なくあらゆる交通手段を活用した有効的なネットワーク化を図る。

第2 緊急輸送道路の整備

1 緊急輸送道路の整備方針

緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年度～平成32年度）により整備計画を定め、逐次整備を進める。

2 市町村道の整備

市町村は、県において指定した緊急輸送道路から各市町村の防災拠点に連絡する市町村道について計画的に整備を進める。

表1 防災拠点の機能区分

拠点	果たすべき機能	種別	対応施設
災害管理対策拠点		地方公共団体	県庁
			総合庁舎
			市町村役場
			道路管理者(土木事務所)
			交通管理者(県警)
		地方公共団体 指定公共機関 指定地方行政機関	陸運支局
			道路管理者
			気象台
			道路公社
			郵便局
輸送拠点	・緊急時における人的、物資輸送の 玄関口、備蓄、集積	物資の輸送拠点	ヘリポート
			卸売市場
			トラクターミナル
		交通空間を利用した 拠点	インターチェンジ
			サービスエリア
			道の駅
ライフライン拠点	・日常生活に必要な不可欠なライフ ラインの維持	地方公共団体	上下水道
			指定公共機関 指定地方公共機関
		電気	
		電話	
救助活動拠点	・災害後の消火、救助等の救難活動 ・負傷者の治療介護	地方公共団体	消防署
		指定公共機関	日本赤十字社
		医療拠点	災害拠点病院
		その他	広域避難地
			自衛隊基地
広域防災拠点	・緊急物資、復旧用資機材の備蓄 ・地域内外からの物資の集積、配送 拠点 ・救援、復旧活動に当たる基幹の駐 屯拠点	地方公共団体(県)	県営競輪場
			第二浄化センター
			消防学校
			吉野川浄化センター

表2 緊急輸送道路ネットワーク路線名（第1次）

緊急輸送道路区分	道路種別	路線名	備考
第1次	高速自動車国道	西名阪自動車道	
	その他有料道路	第二阪奈有料道路	
		南阪奈道路	
	一般国道 (指定区間)	国道24号	
		国道24号BP(橿原BP)	
		京奈和自動車道	
		国道25号	
		国道25号(名阪国道)	
		国道163号	
		国道165号	
		国道165号BP(大和高田BP)	
	一般国道 (指定区間外)	国道165号	
		国道166号	
		国道168号	
		国道169号	
		国道308号	
		国道309号	
		国道310号	
		国道369号	
		国道370号	
		主要地方道	奈良生駒線
	枚方大和郡山線		
	大阪生駒線		
	桜井田原本王寺線		
	御所香芝線		
	橿原高取線		
	天理王寺線		
	石木城線		
	一般都道府県道	中和幹線	
		大和郡山広陵線	
大和高田御所線			
御所高取線			
大和郡山環状線			

第1次	市町村道	奈良橿原線	橿原市
		東山線	生駒市
		萩の台60号線	生駒市
		第2東山線	生駒市
		菊美台2号線	平群町
		住川1号線	五條市
		住川3号線	五條市
		住川テクノパーク・なら4号線	五條市
		住川大淀線	五條市
		五條北部幹線	五條市
		西西部73号線	大淀町
		西部191号線	大淀町
		清水谷市尾丹生谷線	高取町

表3 緊急輸送道路ネットワーク路線名（第2次）

緊急輸送道路区分	道路種別	路線名	備考
第2次	一般国道 (指定区間外)	国道 25号	
		国道166号	
		国道168号	
		国道169号(奥漕道路)	
		国道308号	
		国道309号	
		国道311号	
		国道368号	
		国道369号	
		国道370号	
		国道425号	
		主要地方道	奈良生駒線
	笠置山添線		
	大和高田斑鳩線		
	枚方大和郡山線		
	奈良大和郡山斑鳩線		
	桜井田原本王寺線		
	桜井明日香吉野線		
	吉野東吉野線		
	下市宗検線		
	吉野室生寺針線		
	橿原高取線		
	天理王寺線		
	桜井吉野線		
	五條吉野線		
	奈良加茂線		
	天理環状線		
	奈良精華線		
	高野天川線		
	橋本五條線		
	奈良名張線		
	名張曾爾線		
	上野南山城線		
	一般都道府県道	谷田奈良線	
		大和郡山広陵線	
		天理斑鳩線	
		田原本広陵線	
		橿原神宮東口停車場飛鳥線	
		河合大和高田線	
		赤滝五條線	
		生駒停車場宛木線	
		大和郡山上三橋線	
桜井停車場線			

第2次	一般都道府県道	多武峯見瀬線	
		御所停車場線	
		室生口大野停車場線	
		矢田寺線	
		椿井王寺線	
		王寺三郷斑鳩線	
		結崎田原本線	
		大又小川線	
		大台河合線	
		上池原下桑原線	
		信貴山線	
		中筋出作川合線	
		川津高野線	
		木津横田線	
		市町村道	九条線
	六条奈良阪線		奈良市
	奈良阪南田原線		奈良市
	登美ヶ丘中町線		奈良市
	登美ヶ丘鹿畑線		奈良市
	油阪芝辻線		奈良市
	中部639号線		奈良市
	西大寺一条線		奈良市
	中部第1500号線		奈良市
	吐山天理線		奈良市
	藪町線		大和郡山市
	城廻り線		大和郡山市
	小林西線		大和郡山市
	大和小泉駅東地内3号線		大和郡山市
	一分乙田線		生駒市
	乙田東山線		生駒市
	東山支線		生駒市
	奈良阪南田原線		生駒市
	大谷線		生駒市
	536号線		天理市
	下牧・高田線	上牧町	
玉立2号線	宇陀市		
柳板大谷線	広陵町		
勢野1号線	三郷町		
勢野2号線	三郷町		
国樺小川線	東吉野村		
西部66号線	大淀町		
西部119号線	大淀町		
上垣内水ヶ峰線	野迫川村		

第3 緊急通行車両等の事前届出

1 防災関係機関の届出

県及び市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。

2 公安委員会の緊急通行車両等事前届出済書の交付

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済書」を交付する。

(詳細については、「第3章第26節 災害警備、交通規制計画」参照)